

農協改革をめぐる情勢について No.2

「JAグループの自己改革」を尊重 ～政府・与党がとりまとめ～

- 政府は、6月24日、与党の改革案に沿った形でとりまとめられた規制改革会議の答申等を踏まえ、「農協改革」に関する内容を盛り込んだ「規制改革実施計画」、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の決定等を行いました。
- 5月14日の規制改革会議（農業WG）の提言では、全農の株式会社化や中央会制度の廃止など組織形態の変更・廃止を強制する内容が盛り込まれていましたが、最終的な政府・与党のとりまとめは、JAグループの自己改革のなかで、組織形態の変更や新たな制度の構築等を進めることが可能とされました。
- しかしながら、政府・与党のとりまとめにおいては、JAの営農・経済事業の強化を目的とするなかで、それに関連して准組合員の利用や理事構成、信用事業の方式、全農の株式会社化など、組織と事業の根本にかかわる問題が提起されているほか、農協法上の中央会制度についても、自律的な新たな制度に移行することが求められています。
- また、今後5年間に農協改革集中推進期間と位置付け、政府・与党のとりまとめに即した自己改革を実行するよう求めています。このうち、中央会制度のあり方や全農等の事業・組織の見直し、信用事業の代理店方式の具体化などについては、次期通常国会に関連する法案を提出するとされており、限られた時間のなかで、JAグループの自己改革に関する検討を進める必要があります。

JAグループ改革の今後の進め方

- 全国段階では、全中会長の諮問機関である「総合審議会」等を設置し、法改正等に関する事項を中心に早急に検討を進めることとしています。

- 本県でも、JAグループ改革に関する検討体制を整備するとともに、全国段階と並行的に検討を進め、全国への本県JAグループの意見等の反映に努めるほか、果樹園芸を主体とする本県農業の特性を活かした営農・経済事業のあり方（営農経済革新プラン）等の検討を進めます。
- なお、JAグループ改革の検討状況については、適宜、組合員の皆さまに情報提供を行い、課題の共有化等に努めます。

JAグループにおける検討スケジュール

8月上旬：総合審議会への諮問
11月上旬：中間まとめ（組織討議資料）の決定
上記決定後～各都道府県で組織討議

次期通常国会に関連法案が提出される

政府等の「農協改革」の主な内容

- ① JAの目的規定の見直し
- ② JAの経済事業強化と全農・経済連の株式会社化
- ③ JA理事会の構成の見直し
- ④ JAの金融（信用・共済）事業の事務負担軽減等
- ⑤ JAの事業利用のルール化と組織形態の弾力化
- ⑥ 中央会の新たな制度への移行

自己改革に向けた主な検討課題

JAの事業・組織運営のあり方

JAの営農経済事業強化と連合会のあり方

組合員制度のあり方

中央会の役割・機能と組織体制等のあり方

自己改革に向けた主な検討課題

1. JAの事業・組織運営のあり方

農業生産の拡大、農業者の所得向上、地域活性化に向けJAが役割を果たしていくために、ガバナンスのあり方や買取販売、投資などを積極的に展開する際のリスク軽減のあり方をどう考えるか。

2. JAの営農経済事業強化と連合会のあり方

- ① JAの有利販売に資する販売戦略と新たな事業方式をどう考えるか。
- ②競争力の高い生産資材の調達・供給などJAの購買事業戦略をどう考えるか。
- ③ JA営農経済事業を強化する信連・農林中金・全共連の事業と組織のあり方をどう考えるか。

3. 組合員制度のあり方

准組合員数が正組合員数を上回るなど、組織・事業基盤が大きく変化してきている中で、協同組合としてのJAの姿や組合員制度（准組合員など）をどう考えるか。

4. 中央会の役割・機能と組織体制等のあり方

- ① JAの将来像を見据えた中で、それに対応する中央会のあり方をどう考えるか。
- ②中央会の機能発揮のあり方を踏まえた将来の県中・全中の体制をどう考えるか。現行の法的位置づけをどう考えるか。

※上記の検討課題は、現時点におけるJA全中の整理であり、今後、さらに精査を行い検討を進める予定。

(参考) 政府等の「農協改革」の内容

① JAの目的規定の見直し

単位農協（単協）が自立した経済主体として、経済界とも適切に連携しつつ積極的な経済活動を行って利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てていくべきことを明確にするための法律上の措置を講じる。

② JAの経済事業強化と全農等の株式会社化

【JA】

単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、単協の活性化をはかる取組みを促す。

- 単協は、農産物の有利販売に資するための買取販売を数値目標を定めて段階的に拡大する。
- 生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して、最も有利なところから調達する。

【全農・経済連】

全農・経済連が、経済界との連携を連携先との対等の組織体制の下で迅速かつ自由に行えるよう、農協出資の株式会社に転換することを可能とするために必要な法律上の措置を講じる。その上で、今後の事業戦略と事業の内容・やり方を詰め、独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査し、問題がない場合には株式会社化を前向きに検討するよう促す。

③ JA理事会の構成の見直し

農業者のニーズへの対応、経営ノウハウの活用及びメンバーの多様性の確保を図るため、理事の過半は、認定農業者及び農産物販売や経営のプロとする。

併せて次世代へのバトンタッチを容易にするために、理事への若い世代や女性の登用にも戦略的に取り組み、理事の多様性確保へ大きくかじを切るようにする。

④ JAの金融事業の事務負担軽減等

【信用事業】

単協の経済事業の機能強化と役割・責任の最適化を図る観点から、単協はその行う信用事業に関して、不必要なリスクや事務負担の軽減を図るため、JAバンク法に規定されている方式（代理店等となる方式）の活用の推進を図る。

併せて、農林中金・信連は、その場合の事業のやり方および単協に支払う手数料等の水準を早急に示すことを促す。

【共済事業】

全共連は、単協の共済事業の事務負担を軽減する事業方式を提供し、その方法の活用の推進を図る。

⑤ JAの事業利用のルールと組織形態の弾力化

【事業利用のルール】

農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する。

【組織形態の弾力化】

単協・連合会組織の分割・再編や株式会社、生協、社会医療法人、社団法人等への転換ができるようにするための必要な法律上の措置を講じる。

⑥ 中央会の新たな制度への移行

農協法上の中央会制度は、制度発足時との状況変化を踏まえて、他の法人法制の改正時の経過措置を参考に適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。